

羽生市立羽生東小学校 スクールバス運行の手引き（案）

羽生市教育委員会

【目 次】

1	運行日、運行時刻等について	2
2	スクールバスの利用手続	3
3	スクールバスを運行するに当たっての責務	4
4	利用者に関する注意事項（保護者の皆様へ）	5
5	運行に関する留意事項	6
6	緊急時の対応について	6
7	バス通学１２のやくそく（児童向け）	7

様式集

1 運行日、運行時刻等について

(1) 運行日

原則、児童が登校する日とします。

(2) 基本運行経路・乗降場所

別紙「スクールバス運行経路」を参照してください。

(3) 運行便数

学校名	運航ルート数・便数
羽生市立羽生東小学校	4ルート（登校時1便、下校時2便）

(4) 運行時刻

- ・登校時の運行時刻は、「スクールバス運行経路」を参照してください。
- ・下校時における運行時刻は、学校から配布される月間運行計画書（学校だより等）を参照してください。
- ・学校運営上必要な場合や自然災害等の緊急時には、柔軟に運行時間に対応するものとします。

(5) スクールバス利用対象者

学校名	通学区域
羽生市立羽生東小学校	北袋
	三田ヶ谷、弥勒、喜右エ門新田、与兵エ新田、日野手新田
	上村君、下村君、堤、名、常木

(6) 運行車両等について

学校名	バスの種類
羽生市立羽生東小学校	マイクロバス（29人乗り）

- ・運行する車両は、乗車する児童全員が一人1座席で着席することができ、全ての座席にシートベルトが装備されているものを使用します。

2 スクールバスの利用手続

スクールバスの利用等に当たっては、以下のとおり手続を行います。

(1) スクールバスの利用申込みについて

スクールバスを利用する児童又は利用しない児童の保護者は、羽生市スクールバス利用届出書を校長に提出します。

※提出時期は、学校から連絡があります。

(2) スクールバスの利用休止について

スクールバスの利用を変更又は取りやめる児童の保護者は、羽生市スクールバス利用変更・辞退届出書に通学方法を記載し、校長に提出します。

※スクールバスの利用を再開する場合は、羽生市スクールバス利用届出書を校長に提出します。

(3) スクールバス利用報告について

学校は、スクールバス利用届出書を基にバス乗車名簿を作成し、教育長宛てスクールバス利用報告書を提出します。

(その他)

- スクールバスを利用しない場合には、保護者の責任において通学をお願いします。
- 利用対象者全員が乗車できますが、1つのルート内で乗車定員を超える場合には、乗降場所等を変更していただく場合があります。
- スクールバスの利用に当たって、保護者の費用負担はありません。

3 スクールバスを運行するに当たっての責務

【学校】

- (1) スクールバス利用届出書を基にバス乗車名簿を作成します。
- (2) 児童がバスの中で安全に過ごすよう指導を行います。
- (3) 月間運行計画表を作成し、バス事業者及び保護者に提出します。
- (4) 都合により登校時刻、下校時刻を変更する場合には、事前にメール等で保護者に連絡します。
- (5) 運行に際し、バス事業者から大幅な遅延が発生する旨の報告を受けた場合には、メール等で保護者に連絡します。
- (6) バス到着の際は、バス運転士と名簿の受渡しを行い、児童の状況について確認します。
- (7) 事故や災害が発生した場合には、児童の安否やケガ等の確認を行うとともに、保護者やバス事業者と連携を図ります。
- (8) 運転士や保護者からの事故や欠席等の報告を受けられる体制を整備します。

【バス事業者及び運転士】

- (1) 運行開始前に運転士の健康状態の確認を行うなど、健康管理に万全を期します。
- (2) 安全運行及び運行業務に関する研修を十分に行います。
- (3) 児童の乗車時の安全確保及び乗車、降車の確認を乗車名簿等で必ず行います。
- (4) 運行に際し、大幅な遅延が発生する場合には、速やかに学校に連絡します。
- (5) 運転士は、運行業務を円滑に遂行するため、業務に支障がないよう事前に運行ルート等を把握します。
- (6) 運転士は、必ずシートベルト等を着用するよう児童に指導します。

4 利用者に関する注意事項（保護者の皆様へ）

スクールバス運行には保護者の皆様の御協力が必要不可欠です。決まりごとを守り、児童たちが安全かつ気持ちよく毎日の学校生活を送れるよう御協力ください。

【連絡事項について】

- (1) スクールバス利用届出書は、毎年学校に提出してください。
(提出時期は、学校から連絡があります。)
- (2) 利用届出書の利用区分を「登下校」とした児童で、習い事等により下校時にスクールバスを利用しない日は、学校にその旨を必ず御連絡ください。
- (3) 学童保育室を利用する児童の場合、利用届出書の利用区分は「登校時のみ」としてください。この場合であっても、学童保育室を利用しない日は、下校時もスクールバスを利用できますので、学校にその旨を必ず御連絡ください。
- (4) 欠席の場合は、バス事業者及び学校に御連絡ください。

【決まりごとについて】

- (5) 「バス通学12のやくそく（児童向け）」を必ず守るよう、お子様に御指導をお願いします。
- (6) バスは、決められた時刻・乗降場所以外は利用できません。
- (7) 登校時は、バス到着予定時刻の5分前までに各停留所に集合してください。
- (8) 乗り遅れた場合は、保護者の責任で学校まで送り届けてください。
- (9) 雨や雪の日だけの利用など、一時的な利用はできません。
- (10) お子様の体調がすぐれない場合は、バスに乗車させないなどの対応をお願いします。
- (12) スクールバスは運転士1名で運行し、添乗員等は乗車しません。スクールバスの乗降のため介助者や付き添いが必要な児童は、学校に相談してください。

【連絡先】

- 株式会社協同バス本社営業所 電話：
時間：4：00～24：00（平日）
5：30～22：30（休日）
- 羽生市教育委員会教育総務課 電話：048-561-1121（内線 303）
時間：8：30～17：15（平日）
- 羽生市立井泉小学校 電話：048-565-2320
時間：8：00～16：30（平日）

5 運行に関する留意事項

- (1) 運行開始から2週間（10日間）の期間において、運転士以外の添乗員を車内に配置し、円滑なスクールバスの利用が定着するように努めます。
- (2) 児童一人ずつにICカードを配布し、乗降確認を行います。バスの位置、児童の乗車／降車情報は、スマートフォンで確認できます。
- (3) 教育委員会は、安全・安心にスクールバスを運行するために、学校、PTA等と必要に応じて意見交換を行います。
- (4) 教育委員会及び学校は、バス事業者との連携を密にし、スクールバス運行に関する情報を共有するよう努めます。
- (5) スクールバスは、児童の乗車が確定しない限り予定時刻よりも前に出発することはありますが、道路事情等により遅れる場合があります。
- (6) 防犯上の観点から、各停留所に看板は設置しません。
- (7) 教育委員会及び学校は、必要に応じて記載内容の見直しを行います。
- (8) 運行経路や乗降場所は、児童数の変動等に伴い、適宜見直しを行います。
- (9) 記載のない事項については、教育委員会、学校、バス事業者で別途協議します。

6 緊急時の対応について

【バス乗車中に、災害、急病人、事故等が発生した場合の対応】

- (1) 運転士は、周囲の状況を確認した上で、バスを安全な場所に停車します。
- (2) 運転士は、停車後、直ちに車内外の状況を確認し、状況をバス営業所に報告します。
バス営業所では、必要に応じて救急車の要請や警察への連絡等を行います。
また、学校に状況を報告し、対応を協議します。
- (3) 学校は、必要に応じて現地確認や保護者への連絡を行います。

【台風・降雪等の悪天候時の対応】

- (1) 学校は、登下校のバスの運行に支障をきたすおそれがある場合には、バス事業者と協議し、スクールバスの運行時間の変更を判断します。
- (2) 学校は、バス事業者との協議の結果、スクールバスの運行時間を変更する場合には、速やかに保護者に連絡します。

7 バス通学12のやくそく（児童向け）

- ① バスに^の乗^{まえ}る^{かなら}前には必^{かなら}ずトイレをすませましょう。バスの^{とうちゃくじこく}到^{ふんまえ}着時刻5分前までに^{しゅうごう}集^{しゅうごう}合^{しゅうごう}しましょう。
- ② 道路を^{どうろ おうだん}横^{さゆう}断^{かくにん}するとき、^{さゆう}左^{かくにん}右^{かくにん}をよく^{かくにん}確^{かくにん}認^{かくにん}しましょう。
- ③ バスに^{ま あ}間^{あわ}に^{はし}合^{おうだん}わ^{ぜったい}ないかもしれないと^{あわ}慌^{はし}て^{はし}走^{はし}ったり、^{おうだん}横^{ぜったい}断^{ぜったい}したりなど^{ぜったい}絶^{ぜったい}対^{ぜったい}に^{ぜったい}し^{ぜったい}ない^{ぜったい}ように^{ぜったい}し^{ぜったい}ま^{ぜったい}し^{ぜったい}よ^{ぜったい}う。
- ④ バスに^の乗^おり^{うんてんしゅ}降^{うんてんしゅ}りするときは、^{うんてんしゅ}運^{うんてんしゅ}転^{うんてんしゅ}手^{うんてんしゅ}さん^{うんてんしゅ}に^{うんてんしゅ}き^{うんてんしゅ}ち^{うんてんしゅ}ん^{うんてんしゅ}と^{うんてんしゅ}あい^{うんてんしゅ}さ^{うんてんしゅ}つ^{うんてんしゅ}を^{うんてんしゅ}し^{うんてんしゅ}ま^{うんてんしゅ}し^{うんてんしゅ}よ^{うんてんしゅ}う。
- ⑤ ^き決^きめ^きら^きれた^き座^き席^きに^き座^きり、^き勝^き手^きに^き移^き動^きし^きない^きよ^きう^きに^きし^きま^きし^きよ^きう。
- ⑥ ^{ざせき}座^{ざせき}席^{ざせき}では、^{ざせき}荷^{ざせき}物^{ざせき}を^{ざせき}整^{ざせき}頓^{ざせき}して^{ざせき}ひ^{ざせき}ざ^{ざせき}の^{ざせき}上^{ざせき}か^{ざせき}足^{ざせき}元^{ざせき}に^{ざせき}置^{ざせき}き、^{ざせき}マ^{ざせき}ナ^{ざせき}ー^{ざせき}を^{ざせき}守^{ざせき}っ^{ざせき}て^{ざせき}過^{ざせき}ご^{ざせき}し^{ざせき}ま^{ざせき}し^{ざせき}よ^{ざせき}う。

(^{ざせき}さ^{ざせき}わ^{ざせき}が^{ざせき}な^{ざせき}い。^{ざせき}落^{ざせき}書^{ざせき}き^{ざせき}し^{ざせき}な^{ざせき}い。^{ざせき}窓^{ざせき}か^{ざせき}ら^{ざせき}顔^{ざせき}や^{ざせき}手^{ざせき}を^{ざせき}出^{ざせき}さ^{ざせき}な^{ざせき}い。^{ざせき}物^{ざせき}を^{ざせき}投^{ざせき}げ^{ざせき}な^{ざせき}い^{ざせき}な^{ざせき}ど。)
- ⑦ バスの^{うんてんきぐ}運^{うんてんきぐ}転^{うんてんきぐ}器^{うんてんきぐ}具^{うんてんきぐ}に、^て手^てを^て触^てれ^てな^てい^てよ^てう^てに^てし^てま^てし^てよ^てう。
- ⑧ バスに^の乗^{かなら}っ^{かなら}たら、^{かなら}必^{かなら}ず^{かなら}シ^{かなら}ー^{かなら}ト^{かなら}ベ^{かなら}ル^{かなら}ト^{かなら}を^{かなら}し^{かなら}め^{かなら}ま^{かなら}し^{かなら}よ^{かなら}う。

バスから^お降^おりるときは、バスが^{かんぜん}完^{かんぜん}全^{かんぜん}に^{かんぜん}止^{かんぜん}ま^{かんぜん}っ^{かんぜん}て^{かんぜん}か^{かんぜん}ら^{かんぜん}シ^{かんぜん}ー^{かんぜん}ト^{かんぜん}ベ^{かんぜん}ル^{かんぜん}ト^{かんぜん}を^{かんぜん}外^{かんぜん}し、^{はす}ゆ^{はす}っ^{はす}く^{はす}り^{はす}降^{はす}り^{はす}る^{はす}よ^{はす}う^{はす}に^{はす}し^{はす}ま^{はす}し^{はす}よ^{はす}う。
- ⑨ ^{うんてんしゅ}運^{うんてんしゅ}転^{うんてんしゅ}手^{うんてんしゅ}さん^{うんてんしゅ}の^{うんてんしゅ}言^{うんてんしゅ}う^{うんてんしゅ}こ^{うんてんしゅ}と^{うんてんしゅ}を^{うんてんしゅ}聞^{うんてんしゅ}い^{うんてんしゅ}て、^{しず}静^{しず}か^{しず}に^{しず}過^{しず}ご^{しず}し^{しず}ま^{しず}し^{しず}よ^{しず}う。
- ⑩ ^き気^き持^きち^きが^き悪^きく^きな^きっ^きた^きり、^く具^く合^くが^く悪^くく^くな^くっ^くた^くり^くし^くた^くときは、^{はや}早^{はや}め^{はや}に^{ちか}近^{ちか}く^{ちか}の^{ちか}人^{ちか}や^{ちか}運^{ちか}転^{ちか}手^{ちか}さん^{ちか}に^{ちか}言^{ちか}い^{ちか}ま^{ちか}し^{ちか}よ^{ちか}う。
- ⑪ バスの中^{なか}に^{なか}持^{なか}ち^{なか}物^{なか}を^{なか}忘^{なか}れ^{なか}な^{なか}い^{なか}よ^{なか}う^{なか}に^{なか}し^{なか}ま^{なか}し^{なか}よ^{なか}う。(持^{なか}ち^{なか}物^{なか}に^{なか}は^{なか}名^{なか}前^{なか}を^{なか}書^{なか}い^{なか}て^{なか}お^{なか}き^{なか}ま^{なか}し^{なか}よ^{なか}う。)
- ⑫ バスに^の乗^{おく}り^{おく}遅^{おく}れた^{おく}場^{おく}合^{おく}は、^{おく}お^{おく}う^{おく}ち^{おく}の^{おく}人^{おく}に^{おく}学^{おく}校^{おく}ま^{おく}で^{おく}送^{おく}っ^{おく}て^{おく}ま^{おく}ら^{おく}い^{おく}ま^{おく}し^{おく}よ^{おく}う。

年 月 日

スクールバス利用届出書

羽生市立 小学校長 宛て

保護者 住 所 _____

氏 名 _____

（仮称）羽生市立学校スクールバスの利用に関する要綱の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

住 所			
児童氏名		電話番号 (緊急連絡先)	
学校名	小学校	(新) 学年	年
利用路線		乗降場所	
利用の有無 (いずれかに○)	利用する ① 登下校時とも ② 登校時のみ ③ 下校時のみ	利用しない	
利用期間	年 月 日から 年 月 日		
備 考	※「登校時のみ・下校時のみ」を選択された理由を記入してください。		

※児童一人につき1枚提出してください。

※利用しない場合は、備考欄に通学方法を記入し、学校までの経路図を添付してください。

年 月 日

スクールバス利用変更・辞退届出書

羽生市立 小学校長 宛て

保護者 住 所 _____

氏 名 _____

（仮称）羽生市立学校スクールバスの利用に関する要綱の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

住 所			
児童氏名		電話番号 (緊急連絡先)	
学校名	小学校	(新) 学年	年
利用路線		乗降場所	
変更又は 辞退する内容 (いずれかに○)	利用を変更する (年 月 日から) ・ 登下校時とも ・ 登校時のみ ・ 下校時のみ	利用をやめる (年 月 日から) ・ 登下校時とも ・ 登校時のみ ・ 下校時のみ	
備 考	※理由を記入してください。		

※児童一人につき1枚提出してください。

※利用しない場合は、備考欄に通学方法を記入し、学校までの経路図を添付してください。

羽生市教育委員会教育長 宛て

羽生市立 小学校長

記

[illegible]